

平成 17 年度第 1 回計量制度検討小委員会における  
議題 2 「新しい計量行政の方向について」についての主な御発言  
(第 2 ワーキンググループ関連)

【消費者関係】

- ・ 計量法により消費者の安全・安心が守られているのだと思う。重複規制となっているのであれば整理すべき。しかしながら、「規制対象を削減する方向で見直しを行うべきではないか。その際は消費者保護に重点を置くべきではないか。」とあるが、矛盾しないのか。
- ・ 消費者にとって計量は空気みたいなものであり、守られているという自覚もなく、疑うこともしてこなかった。一方、消費者自らがそれぞれ勉強し、皆がセミナーに行くことは現実的ではない。このため、買い物をする際などに、誤差や正確さについて情報が分かりやすく表示されているとよい。

【商品量目関係】

- ・ 商品量目制度について、平成 5 年の改正では O I M L との整合性について検討がなされた。しかしながら、欧州で取り入れられている統計的手法については、日本の法律になじまないとされた。今回の議論においては是非議論すべき。

【事後規制関係】

- ・ 不正業者について、規制行政においては公表は重要な手法。公表後の影響について政府は遠慮するのもかもしれないが、他の法律でも活用されている。企業の自主性を尊重しつつ、品質管理の流れを作っていくことが重要。一方、大企業だけではなく、商店街を対象とした対応があってもよい。
- ・ 不正事業者に対しては、行政指導のみならず、その氏名を公表することにより、消費者が事業者の選択をできる目安にすべきではないか。
- ・ 行政法の立場から言えば、制裁の手段として公表は実際はワークしにくいと言われている。不正業者だけを公表すれば逆にそれ以下は大丈夫と見られてしまう。公表は、制裁ではなく情報提供と位置付けるべき。

- ・品質管理を重視するというのは賛成であるが、実際の立ち入り検査では、不正を見極めることは極めて難しい。中小300㎡以下でよく不適正な計量が見いだされるが、内容は風袋を引き忘れたとかラベルを貼り間違えた等の単純ミス。ガソリン・メーターの不正改造があった事例があると聞いているが、実際の現場で悪意による不正は見受けられない。
- ・全国に130万の小売店があるが半分は1人か2人の小規模小売店。また、その多くは食料品店。こうした方々にどうやって計量の認識をしてもらうかが大きなポイント。計量の重要性について認識されておらず、PRが必要。